

平成25年第23回教育委員会定例会

開会年月日 平成25年12月2日(月)
場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子
同 委員 外松和子
同 委員 天沼英雄
同 委員 安藤睦美
同 教育長 河口浩

議 題

1 議案

- (1) 議案第44号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の
制定依頼について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する
陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書〔継続審議〕
- (7) 平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める
陳情書〔継続審議〕
- (8) 平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子どもたちが自由に閲
覧・読書できることを求める陳情〔継続審議〕
- (9) 平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情
〔継続審議〕
- (10) 平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情〔継続審議〕
- (11) 平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕
- (2) 練馬区立石神井東中学校敷地に係る土地交換について

4 報告

(1) 教育長報告

平成25年第四回練馬区議会定例会提出議案について

平成26年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充に伴う石神井東中学校保護者および近隣住民への説明会について

平成25年度夏休み居場所づくり事業等の実施結果について

練馬区立学童クラブの運営業務委託事業者の決定について

平成25年度保育施設の給食用食材放射性物質検査結果について

練馬駅北口区有地活用事業（保育施設等）に係る事業者の決定について

その他

平成26年版健やかカレンダーについて

その他

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 0時10分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	郡 榮 作
こども家庭部長	堀 和 夫
教育振興部参事教育総務課長事務取扱	岩 田 高 幸
教育振興部教育企画課長	羽 生 慶一郎
同 学務課長	内 野 ひろみ
同 施設給食課長	山 根 由美子
同 教育指導課長	堀 田 直 樹
同 総合教育センター所長	伊 藤 安 人
同 光が丘図書館長	加 藤 信 良
こども家庭部参事子育て支援課長事務取扱	木 村 勝 巳
こども家庭部保育課長	櫻 井 和 之
同 保育計画調整課長	杉 本 圭 司
こども家庭部参事青少年課長事務取扱	
練馬子ども家庭支援センター所長事務取扱	中 里 伸 之

委員長

皆さん、おはよう。ただいまから、平成25年第23回教育委員会定例会を開催する。本日は、傍聴の方が18名お越しになっていらっしゃる。よろしく願います。

教育長

今日は、案件に入る前に本日の審議会環境についてご説明させていただく。本日の会議については傍聴希望者が多数いらっしゃるということから、傍聴席に入ることができなかった方の控え室にこの音声を流している。傍聴席数を増やすことができなかったが、控え室に音声を流すことができたので、事務局として設定させていただいた。

各委員に異存なければこのまま続けさせていただきたいと思うが、いかがか。

委員一同

結構である。異議なし。

委員長

それでは、このまま審議を進めてまいらる。

それでは、案件に入る。本日の案件は議案1件、陳情11件、協議2件、教育長報告8件である。

- (1) 議案第44号 「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

初めに議案である。

議案第44号「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼についてである。それでは、この議案の説明をお願いする。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご質問、ご質問をお願いする

天沼委員

これまで行われていた扶養親族の有無による支給はどのようになるのか。

教育総務課長

改正後については、扶養親族の有無にかかわらず、こちらの改正後の額を支払うことになる。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

日ごろ熱心に幼児とその親御さんの教育に当たっている教職員の方々のことを思うと、給料の引き下げということはつらいものがあるけれども、ここに示されているように、民間給与と実質的な均衡を図るためという特別区人事委員会の勧告であるならば、いたし方ないと思う。

一方で、住居手当に関してであるけれども、これからは若年層に配慮して年齢に応じた支給となっている。若年層の方を支えることができ、よい改正であると思う。

安藤委員

私も、毎回のことであるけれども、職員が一生懸命頑張っているにもかかわらず、民間にあわせて給与を引き下げるといことは、仕方がないこととはいえ、少々胸が痛む。このような現状があるが、今後も子供たちのために先生方には頑張っていただきたいと思う。また、逆の状況になったときには、速やかに改正の手続がとられることを願う。

委員長

励ましの言葉がいくつか出た。

それでは、ここでまとめたいと思う。議案第44号については「承認」でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、議案第44号については「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第19号 都市計画道路に伴い大泉第二中学校が直面している問題に関する陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (5) 平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書〔継続審議〕
- (7) 平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情書〔継続審議〕
- (8) 平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子どもたちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情〔継続審議〕
- (9) 平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情〔継続審議〕

- (10) 平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情〔継続審議〕
(11) 平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情〔継続審議〕

委員長

次に陳情案件である。

平成19年陳情第4号、平成23年陳情第4号、平成23年陳情第19号、平成23年陳情第20号については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

委員長

次の陳情案件である。

平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書である。

またその次の陳情案件、平成25年陳情第3号 子どもたちから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情書である。

その次の陳情案件、平成25年陳情第4号 学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書、子どもたちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第5号 「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第6号 法令に違反する「はだしのゲン」の除去を求める陳情である。

また、その次の陳情案件、平成25年陳情第7号 「はだしのゲン」を学校図書室(館)から排除する陳情である。本日はこれらの陳情7件について審議する。

最初に、平成25年陳情第1号、平成25年陳情第2号については追加の署名が提出されたので、事務局よりお願いする。

事務局

追加の署名について報告させていただく。平成25年陳情第1号 「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情については追加の署名を15名受領し、現在16名である。

また、平成25年陳情第2号 「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情書については追加の署名を780名分受領し、現在2,320名である。

委員長

これらの陳情案件については、本日新たに資料が提出されているので、説明をお願いします。

教育総務課長

資料2である。小中学校の図書購入費および図書の選定のあり方について、委員から資料要求いただいたのでご報告させていただく。

まず、校種別の図書購入費である。小学校については平均63万1,000円である。中学校については89万9,000円となっている。総額については、記載のとおり小学校では4,100万円余り、中学校では3,000万円余りということである。これは平成25年度の予算の状況である。

2番目の経年の執行状況である。平成22年度からの執行状況、執行額をそれぞれ記載させていただいている。執行率については92%から98%まで執行している状況である。

3番目であるけれども、学校における図書購入に当たっての選定方法についてである。学校図書館の図書購入に当たっては、管理職、司書教諭、教員、児童生徒の代表の全員または一部が図書目録、展示会、あるいは推薦図書を利用して、それぞれの立場に基づいた視点で選定しているものである。練馬区では、学校図書館の支援員、それから学校図書館の管理員に助言を求めている場合もある。

選定に当たっては、学校図書館の選定基準を参考として、最終的には学校長の判断のもとで、児童生徒の発達段階に応じて適切な図書を学校に配架しているものである。

学校図書館の資料選定基準であるけれども、こちらについては公益社団法人の全国学校図書館協議会が定めたものであって、本会においては一般基準という項目の中で具体的に基準を作成していて、部門別基準の漫画について資料に記載している。1番から13番までが基準となっている。これは公益社団法人が定めているもので、法的拘束力を持つものではないと理解している。

委員長

資料について質問があったらお願いします。

それでは、ただいまの資料の説明を踏まえて、これらの陳情7件について審議に入る。

教育長

審議の進め方について提案したいと思っている。今回、陳情が7件出ているわけであるけれども、いずれも特定の図書に対する扱いの問題であると理解している。そのような意味からすると1つ1つ審議していくのではなく、一括して審議をしていくということを進めていただきたいとご提案させていただく。よろしくお願いします。

委員長

ただいま一括審議をするというご意見があったが、皆さんはいかがか。ほかに方法はあるか。一括でよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、これらの陳情7件については一括して審議することとする。
それでは、これらの陳情7件に関して、各委員のご意見をお聞きする。

安藤委員

まず、資料を提出いただきありがとうございます。図書購入の予算執行率が高いと思った。図書、読書の推進という意味で大変よい状況だと思った。

選定方法についてであるけれども、資料にあるように、管理職、司書教諭をはじめとした教職員、児童生徒の代表の全部または一部がそれぞれの立場や専門性に基じた視点で選定しているとあり、十分に協議されていると思った。

また、以前行った点検評価でも報告されているが、図書の選書や活用について学校図書館支援員や学校図書館管理員の助言を得ることが徐々に増えてきており、複数の教員や児童生徒に加えて、さらにそのような専門家の意見を取り入れて学校図書が選出されていることがわかった。

天沼委員

先ほどの事務局から図書購入費と、図書の選定についてご説明があったけれども、執行状況は90%以上、最低でも92%、最高98%ということで、図書を活用させていただいているということで、よい状況であると思う。

それから、選定方法のところで説明があったけれども、選定基準を参考としながら多くの人々がそれぞれの立場でかかわっていただいているということで、公平性が確保されているという印象を持った。また、そのような努力を学校として行っていると思う。

今回、「はだしのゲン」であるけれども、これは漫画である。漫画はフィクションである。中にはこのようなメッセージを込めたものもあると思う。ただ、それを内容まで踏み込んで検査、検討するということになると、ある意味、憲法に定められている検閲ととられかねないと思う。しかし、学校図書館に配架されるという点では、教育の場面で活用されることもあろうかと思う。したがって、子供の発達段階や教育課程に従って教育活動に資する利用が当然求められると思う。

本書が不健全な図書であるとか、あるいは否かといったことは、今申したようにそのような判断は学校の選定委員会によって、学校図書館資料選定基準を参考としながら行われてきているということである。不健全か否かの指定や判断については、1つの例としては東京都青少年の健全な育成に関する条例というものが判断基準になると思う。教育委員会がこのような特定の図書についての陳情を採択するということは、そのような選書の公平性を欠くことになるのではと危惧している。

委員長

ほかにあるか。

外松委員

先ほど説明いただいた資料2についてであるけれども、小学校も、中学校も執行率が高く、大変よいことだと思う。

選定方法についてであるけれども、練馬区は学校図書館支援員の方、それから学校図書館管理員の方たちが日常的に子供たちのことを思って図書館整備等をやっていたいている。そのような方たちにも助言を求めて選定に当たっているという区の現状もある。そのような点からも公平に、さまざまな方の意見を取り入れているという現状があって、そのあたりは心強いと思う。

今回漫画「はだしのゲン」に関する陳情が第1号から第7号まで提出されている。この7件の陳情を見ると、大きく2つに大別されるのではないかと思う。一方は、漫画「はだしのゲン」を教育現場から撤去、除去または排除を求めるもの。そして、もう一方は、漫画「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求めるもの。大体そのように分けられると思う。

この漫画「はだしのゲン」とは、もし教育現場にあるとすれば学校図書館に置かれていると考えられるわけであるから、まず学校図書館の設置の目的について改めて確認したいと思う。学校図書館法の第1条に、「学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることを鑑み、その健全な発達を図り、もって学校教育を充実することを目的とする」とある。

また、第2条では、「学校において図書、視覚、聴覚教育の資料、その他学校教育に必要な資料を収集し、整理し、および保存し、これを児童または生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう」と定義されている。

であるから、学校図書館は学校における教育活動を豊かにして、児童生徒の読書活動を支え、思考力や判断力、表現力、感性等を培い、意欲的な学び、そして豊かな人間性を培う機能を持つものであると言えるのではないかと思う。まずは私、学校図書館について確認させていただいた。

委員長

ほかにご意見あるか。

教育長

先ほど、東京都青少年の健全な育成に関する条例の中の不健全図書という話があったと思うけれども、当該図書は含まれているのか。

教育指導課長

東京都青少年の健全な育成に関する条例の中に不健全な図書の指定があるが、本条例の不健全な図書の指定にはこの「はだしのゲン」は含まれていない。

教育長

この当該図書については、具体的に教材として授業で使うことはあるのか。

教育指導課長

この「はだしのゲン」については、授業の中で教材として取り扱うということはない。

教育長

仮に学校図書館の中に「はだしのゲン」があって、子供たちが読んで、このあたりがよくわからないけれども、このあたりはどういうことなのかと先生たちに聞いたとき、どういう観点で対応することになるのか。

教育指導課長

小中学校においては、小中学校の学習指導要領解説社会編に第二次世界大戦および戦後の状況について指導する際の狙いであるとか、指導方法、指導内容等について記載がある。そのような内容ののっとった形で、子供たちに説明しているところである。

教育長

先ほど、資料の中で、漫画については以下の基準が示されているということがあって、(1)から(13)まで書いてあるけれども、そもそも学校図書館資料選定基準は公益社団法人全国学校図書館協議会がつくっているが、この位置づけはどのようなものか。先ほど少しご説明があったと思うけれども、もう一回教えてほしい。

教育総務課長

公益社団法人全国学校図書館協議会が定めている学校図書館資料選定基準であるけれども、学校図書館等において子供の読書の振興を図るためにこのような基準を設けて、内容、表現、構成等について具体的な基準を設けているものである。ただ、法的な基準ではないので、選書の際の参考と捉えているものである。

委員長

ほかにご意見あるか。

安藤委員

図書というものは、お話にも出たけれども、人や子供たちに影響を与えるものということは確かだと思っている。しかし、いろいろな図書に触れて、考えて、子供たちが成長するものだと思う。いろいろなことを感じ、いろいろな意見を持つ児童生徒が出てくるかもしれないけれども、教育指導課長がおっしゃったように、先生方や保護者の方々はその疑問に答えていただき、そこから子供たちはいろいろな考え方があるということ学べばよいのではないかと考えている。

委員長

ほかにご意見あるか。
外松委員、よろしいか。

外松委員

同感である。

委員長

それでは、私も3点についてお話しさせていただきたいと思う。

1点目は図書の選定についてである。先ほど事務局から説明があったように、学校図書館の図書の選定は教育的配慮のもと、授業の実情や子供たちの発達段階に応じて学校関係者が選び、最終責任者である校長が決定していると思う。つまり、現在は図書の選定は学校の裁量で行っているわけである。また、私はこれからもそうあるべきであると思う。

2点目はこのことに関する教育委員会の立場である。図書の選定は学校の裁量で行うものであることから、教育委員会が特定の図書について図書館にこの本を入れなさい、入れないようにしなさいということを一律に指示することは選定の公平、公正をゆがめることになるのではないかと思う。であるから、そのようなことは行うべきではないと考える。ただし、「はだしのゲン」に限らずどの図書においても、教材として使用された場合などは、その扱い方が教育の目的や法令等に反する、あるいは事実と異なるなど、問題が明らかなケースについては、教育委員会が指導することはあり得ると考えている。

3点目は選定基準についてである。学校の裁量で選定が行われるからといって、どんな図書でもよいのかということである。先ほどの話や、事務局の説明にも触れられていたが、学校図書館にふさわしい図書の選定基準として、法令で定められたものではないが、全国学校図書館協議会が作成している選定基準がある。私は、この内容は大変順当なものであると思う。これからは各学校はこれをぜひ参考にしてほしいと考えている。

また、東京都の青少年の健全な育成に関する条例では、青少年の健全な成長を阻害するような図書を有害図書として指定している。当然指定を受けている図書については選定すべきではないと考える。先ほどの説明にもあったが、「はだしのゲン」は指定されていないということであった。

以上である。

ほかにご意見あるか。よろしいか。

それでは、各委員の意見も出そろったようであるので、今までの皆様方の意見を踏まえて、これらの陳情7件について採択、不採択を含めてご意見を伺いたいと思う。

天沼委員

私から意見を述べさせていただく。陳情第1号から第7号については、おのおの教育現場からの撤去を求める陳情であるか、あるいは自由に閲覧、読書できることを求める陳情であるか、どちらかを求めるものであった。最初に提出された陳情第1号は教育現場からの撤去を求める陳情であった。同様の陳情は第6号の法令に違反する「はだしの

ゲン」の除去を求める陳情と、第7号の「はだしのゲン」を学校図書室（館）から排除する陳情であった。これらについてまず意見を述べる。

陳情の要旨については、総括すると、教育の目的に反する有害図書を教育現場から撤去することは教育委員会の法的責任であり、子供たちの心身ともに健全な育成を期する教育関連諸法令に抵触し、学校図書館資料選定基準に照らし合わせ、選定から除かれるべきである。教育的見地から見て「はだしのゲン」は子供たちへの正当な教育効果を徹底的に阻害し、極めて大きな悪影響を及ぼすことは明白であり、学校図書館から本書の排除を求めるものであるというものであった。

まず、「はだしのゲン」は教育の目的に反するという意見であるが、我が国の教育の目的は教育基本法第1条に示されており、この目的を実現するために義務教育の目標が学校教育法第21条に10項目掲げられている。その第5号には「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」とある。このためには、学校図書館は学校教育において欠くことのできない施設といえる。

学校図書館に配置される図書は、公益財団法人全国学校図書館協議会が作成した学校図書館資料選定基準を参考としながら学校が選定しており、学校長の責任のもとにある。学校と教育委員会との関係からいえば、教育委員会は学校に対して指導、助言をする立場にあるが、特定の図書の選定について可否を示すなどの図書の取り扱いについて指示することは、学校図書館が教育活動と密接な関係を持つことから慎重であるべきであり、教育活動の責任者である学校長の責任、判断を尊重すべきと考える。

次に、子供の正当な教育効果を決定的に阻害し、極めて有害な悪影響を及ぼす有害図書であるという件について述べる。本書が有害図書と指定されているか否かはおのおの見解があると思うが、東京都青少年の健全な育成に関する条例に照らし合わせると、本書は不健全な図書、有害図書という指定を受けていない。

また、本書は教科用図書ではないことから、学習指導要領や教科書採択の際の基準の適用を受けるものではない。したがって、法令や条例等によって本書が不健全な図書、有害な図書であるとして学校図書館から除去すべきとする法的根拠は不確かであり、陳情を受け入れることはできない。

一方、陳情第2号「はだしのゲン」の自由閲覧の維持を求める陳情、陳情第3号子どもから「自由に読書する権利」を奪わないことを求める陳情、陳情第4号学校図書館で、「はだしのゲン」などの図書を、子供たちが自由に閲覧・読書できることを求める陳情、陳情第5号「はだしのゲン」を自由閲覧できる教育環境を求める陳情、以上はいずれも陳情第1号「はだしのゲン」の教育現場からの撤去を求める陳情に対し反対の立場をあらわし提出されたものである。これらの陳情の要旨を総括する。

「はだしのゲン」は原爆の悲惨さ、戦争の真の姿を描いた良書として各国で読まれており、教育現場から有害図書として締め出すことは表現の自由、図書館の自由の侵害にほかならないものである。子供たちが多種多様な図書に出会い、子供たちの知的成長を保障することを求める。また、練馬区は非核都市宣言をしており、「はだしのゲン」を平和教育の題材として位置づけ、自由に閲覧できることを求めるという意見だった。

まず、原爆の悲惨さや戦争の真の姿を知る要素であるという主張について、本書の閲覧を制限することによってそのような機会が奪われることはなく、本書を含め他の図書

によって戦争の真の姿を知る権利は保障されると考える。学校図書館における図書の収集、整理、保存は学校図書館法によって行われるものであり、その責任は学校長にある。

また、本書を排除することは表現の自由、図書館の自由、さらには知る権利を侵害するものであるとする意見については、特定の図書について開架、自由閲覧を求めるものであり、教育委員会が特定の図書の取り扱いについて学校長に対し指示を行うこととなる。したがって、教育委員会が学校において行われる図書の選定と取り扱いの公平性、公正性に対し一定の制限を求めることとなる。教育委員会は学校に対し指導、助言を行う立場にあるが、学校図書館における特定図書について開架、自由の閲覧を求めることは本書に対し行政側からアピールすることとなり、学校教育活動に対する統制と考えられるものである。

次に、練馬区は非核都市宣言を宣言しており、平和教育の題材とすべきとする意見については、練馬区の学校が区の方針や施策を踏まえて教育を行うことは当然のことと考える。しかし、特定の図書について教育委員会が陳情を受け、開架、自由閲覧を求めることは望ましくないと考える。本書の扱いは各学校の教育活動に基づき、図書館資料とすべきか否か各学校が判断すべきと考える。

また、子供たちが多種多様な書物と出会い、子供たちの知的成長を保障すべきという意見については、子供たちがさまざまな考え方を学ぶことは、物事をさまざまな視点から考え、異なる少数意見に対しても寛容な精神を持つことの大切さを学ぶ機会となり、特定の図書の排除に抗してのことというより、当然の権利として認められるものである。自由に読書する権利は憲法21条に「一切の表現の自由はこれを保障する」、2項の「検閲はこれをしてはならない」に照らし合わせ保障されなければならない。

「はだしのゲン」は著者の体験に基づくとはいってもフィクションである。およそ40年前に著され、今日まで伝えられ、一定の評価を得ていると思うが、児童文化は一般的に教育性が求められてはいない。したがって、学校においてこれを教育の題材として用いるような場合は、教育活動を踏まえ教育の目的、使用方法、適切性、さらに子供の発達段階に即した使い方等の検討が必要である。

また、「はだしのゲン」は1つのメッセージ文化と言ってもよく、1つの出来事にはさまざまな考え方があることをあわせて指導し、子供たちの疑問に答える必要がある。自由な読書を通して子供たちが自分の考えを持ち、質問し、思ったことを言い、表現できるよう指導していくことが大切である。子供たちの学習する権利を大人社会はこれからも保障していかなければならない。

以上により、排除すべきとする陳情ならびに自由閲覧すべきとする陳情ともに、その理由を検討した結果、不採択が望ましいと思う。

委員長

ほかの方、願います。

安藤委員

私は、各学校の選書やその判断を支持し、尊重したいと思う。陳情第1号が出される前、そして出されてからもこの件に関してはとても難しい問題だと、調査したり、考え

たりしてきた。考えれば考えるほど難しくなっていく問題だった。ただ、学校図書館における問題としてこの問題を考えてみたとき、前述の結論を出すことができた。さらに調査、研究していく中で、先ほどの意見として申し上げた理由に加え、次の理由によるものである。

今年9月に先ほどから何回も出ているが、公益社団法人全国学校図書館協議会の森田理事長の声明が発表された。その中で、「ユネスコ国際図書館連盟共同学校図書館宣言では、学校図書館の使命として学校図書館のサービスや蔵書の理由は国際連合世界人権・自由宣言に基づくものである。いかなる種類の思想的、政治的あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない」とされている。

各学校においては個人の独断や偏見のもとに選書されているのではなく、少なくとも複数の教職員がかかわっていることが今までの意見交換の中で確認されている。そして、学校長が学校の管理責任者として最終的な確認をしている。

補足として、「はだしのゲン」は、これも繰り返し出ているが、東京都青少年の健全な育成に関する条例により健全育成を妨げる図書としての指定を受けていないことも確認した。

よって、改めて以上の理由から、特定の図書に関する選書の可否については、教育委員会が統制すべきではなく、学校図書館における特定の図書についての是非については、選書の公平性や公正性を妨げるとして、陳情第1号、陳情第2号、陳情第4号、陳情第5号、陳情第6号、陳情第7号については不採択であると思う。

しかし、陳情第3号については、子どもたちから自由に読書する権利を奪わないことを求める陳情、つまり自由閲覧を求める陳情である。これは特定の図書についての是非を問う陳情と少し違うように思ったので、これを同じように取り扱ってよいのか迷っているところである。

外松委員

私は、先ほど申し述べさせていただいたように、陳情第1号から始まる撤去、除去、排除のことにについて述べさせていただく。学校図書館とはどのようなものかということも先ほど述べさせていただいた。目的と定義は先ほどお話しさせていただいたとおりである。また、「はだしのゲン」は漫画である。東京都青少年の健全な育成に関する条例の第7条の2番の漫画、アニメーション部門のところで不健全図書の指定には含まれていないとされている。

また、何回も出てきているけれども、公益社団法人全国学校図書館協議会の学校図書館資料選定基準は1と2の一般基準の部門、それから部門別基準と分かれていて、2番の部門別基準の20番目のところに漫画について基準が示されている。1番の「絵の表現は優れているか」から始まって、13番の「完結されていないストーリーまんがは、原則として完結後、全巻を通して評価するものとする」というような13項目の基準がある。そのようなものを通して、また東京都の条例でも不健全図書に含まれていない。

選書に当たっては、各学校では何回も、先ほどから出ていたけれども、各学校とも管理職、司書教諭、そして教務主任、研究主任、学年主任、練馬区では図書館の指導や管理に当たってくださっている方等がこの選定委員会のメンバーとなり、そして毎年の予

算の範囲内で自分の学校ではどのような図書を選定したらよいかということで行っている。最終的には学校の管理責任者である校長が裁決して行っている。つまり、各学校の裁量で自分の学校の児童生徒にはどのような図書を置くのがよいのかということを行っている。教育委員会がそれを統制するということは公平性、それから公正性を欠くことになるので、私は不採択でよいのではないかと思う。ただし、憲法第21条の集会、結社、表現の自由、通信の秘密、その理念を踏まえて、学校図書館法で示された目的に沿って学校図書館は整備されて、学校長もそれに基づいて判断しているということを申し添えておきたいと思う。

そして、もう一方の自由閲覧の維持を求める陳情の第2号と、第3号と、第4号と、第5号であるけれども、学校図書館は児童生徒の発達段階に即して図書の整備を行っている。特定の図書の取り扱いに関して統制を図ることは、先ほど申し上げたように公平性、公正性を欠くことになるので、私はこの陳情は陳情第1号を受けて起きた陳情であるので、不採択でよいのではないかと判断する。

委員長

教育長、いかがか。

教育長

私は、学校図書館における選書、それから図書の取り扱いにおいては、必要に応じて教育的な配慮というものが有り得ると考えている。そこで、今回の「はだしのゲン」がどのようになるかということであるけれども、私は、「はだしのゲン」については個人的に一部容認しがたい表現があると思っている。しかし、「はだしのゲン」は先ほど来から話があるようにドキュメンタリーでもなければ、歴史書でもないわけで、1つ1つのせりふ、それから表現については、たとえ作者の思想や主張が込められたせりふや表現だったとしても、またそれが真実でなかったとしても、またそれが読者の意に沿わなかったとしても、それらは1つの作品の一部だと思っている。

私は、作品全体を通して見たときに、「はだしのゲン」の図書については、この作品自体を子供たちの目からあえて隔ててしまうよりは、子供たちの選択の目を信じて、その上で子供たちの発達段階に応じた適切な指導が各学校において行われるということがあるべき姿であると考えている。そのような意味では、この作品は教育委員会が一律に統制すべき図書には当たらないと考えている。したがって、教育委員会が当該図書を撤去するよう各学校に規制せよという陳情については不採択である。

それから、「はだしのゲン」を撤去せよという陳情が出たことを背景に出された自由閲覧を求める陳情であるけれども、これらについては第3号も含めてであるけれども、表現の自由、図書館の自由、知る権利、知的発達権、学ぶ権利なる言葉を用いて、ある意味では教育委員会に対して当該図書の開架を迫る陳情である。私としては、先ほど申し上げた理由により、これらも不採択とすべきと考えている。

委員長

それでは、私の意見を言う。先ほど、選定について、それから教育委員会の立場、選

定基準について触れたところで大体述べたつもりである。結論を申し上げますと、全部で7つの陳情を一括審議したわけであるが、第2号から第7号までの陳情は全て第1号の「はだしのゲン」という特定の図書について撤去を求めるといふ陳情を受けて出されたものであると思う。第6号、第7号は除去及び排除を求めるといふ陳情、第2号から第5号は自由閲覧を求めるといふ陳情であり、いずれも特定の図書のあり方についての陳情であると考ええる。

特定の図書について批判したり、推薦したりする陳情を教育委員会が採択することはいふことは、各学校の選書に対する公平性や公正性をゆがめることになると思う。したがって、第1号から第7号まで全て不採択と考える。

なお、安藤委員からお話があった第3号については、他の陳情とは性格が少し異なるとは思いますが、「はだしのゲン」に関連していることや、教育委員会が現在特定の図書を排除しているわけではないので、あえて採択する必要はないと考えるため、全て不採択と考へた。

ほかに何か補足はあるか。よろしいか。

委員一同

なし。

委員長

それでは、本日審議した陳情について、教育委員会として意見をまとめたいと思う。まず、事務局から提出された資料により、学校図書館については学校教育法および学校図書館法に基づき各学校に設置すべきものとされており、その図書は学校により異なるが、管理職、教務主任、学年主任や児童生徒代表等からなる選定委員会等で毎年、予算の範囲内で選書し、最終的には学校管理責任者である校長が決定し、購入していること。また、学校図書館の図書選定基準については、公益社団法人全国学校図書館協議会の定める基準はあるものの、法令による基準はなく、東京都の条例で有害図書としてされた図書以外から選書されていることなどを確認した。

これらをもとに審議した中で、学校図書館における図書の選定、購入、取り扱い、廃棄は、指定有害図書以外の図書については学校の実情に沿って、各学校長の判断のもとに行われるべきものであり、教育委員会が一律に統制を図るべきものではないという点で各委員の意見が一致した。

次に、平成25年陳情第1号から平成25年陳情第7号までは、いずれも「はだしのゲン」という特定の図書についてのあり方を求めるものであることから、一括して審議することで各委員の意見が一致した。

平成25年陳情第1号、平成25年陳情第6号および平成25年陳情第7号については学校図書館からの撤去、除去または排除を求め、平成25年陳情第2号から平成25年陳情第5号については学校図書館での自由閲覧を求めている。特定の図書に係る撤去や除去等を求める陳情については、教育委員会が採択すること公平性や公正性を欠くことから、不採択とすべきであると各委員の意見が一致した。

自由閲覧を求めるといふ陳情についても、平成25年陳情第1号が提出されたことを契機に

提出されたものであり、特定の図書の閲覧を求める内容となっている。撤去や除去等を求める陳情とともに、採択することは教育委員会が特定の図書の取り扱いについて統制を図ることとなることから、不採択とすべきであると各委員の意見が一致した。

以上を踏まえて、平成25年陳情第1号から平成25年第7号までは教育委員会として不採択としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、平成25年陳情第1号から平成25年陳情第7号までは「不採択」とする。
なお、学校現場におかれては、これまでどおり適切な学校図書館の運営に取り組まれるようお願いする。

それでは、陳情の審議は以上として、次の案件に進みたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

では、そのようにさせていただきます。

協議(1) 平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

協議(2) 練馬区立石神井東中学校敷地に係る土地交換について

委員長

次に、協議案件である。協議(1)平成25年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価についてである。この協議案件については、前回、教育委員会として意見をまとめたところである。現在、事務局において報告書の作成を進めているので、本日は「継続」としたいと思うがよろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

次の協議案件である。協議(2)練馬区立石神井東中学校敷地に係る土地交換についてである。この協議案件は、本日新たに提出されたものである。また、この協議案件については、報告の番と関連するものであるので、あわせて行う。それでは、資料の説明をお願いする。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

この協議案件については、9月24日に開催された第18回教育委員会定例会にて報告のあった「順天堂大学医学部附属練馬病院の増床及び医療機能の拡充について」に関連するものである。今回、その報告を踏まえて、石神井東中学校敷地に係る土地交換について、区長部局より正式に協議依頼があった。この協議依頼に対して、教育委員会として意見をまとめて回答することになる。

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

質問なのであるけれども、いただいている資料の2枚目のところの図を見て思ったのであるが、現在、Aが石神井東中学校の体育館とプールのある敷地である。そして、今後、Bとチェンジすると考えてよろしいか。面積を見ると、石神井東中学校の面積が減ると思うが、先ほどの説明をお聞きすると、体育館は保護者の方の心配に反して今までよりも狭くなるのではなく、少し広めになるということだった。教育活動をするに当たって、このように面積は減るけれども、十分であると受けとめてよろしいのか。

施設給食課長

今現在、Aのところには体育館とプールが別々に設置されているわけである。Bのほうは確かに土地としては狭くなるけれども、Bの中にプールを下に、その上に体育館を重ねることで、面積的に少なくても済む。

また、この中で、石神井東中学校には整備されていない武道場についてもあわせて整備する方向で検討している。今より少しでも広い体育館とプールにあわせて武道場も整備することができれば、教育環境としては今より向上できるのではないかと考えている。

外松委員

安心した。建てかえることでより効率的になり、そして中学校にとっては、生徒さんたちにとっては、教育活動がしやすい状況になる。しかも、区民の皆さんから、順天堂練馬病院はもっともっとベッド数を増やしてほしいという要望があると伺っているから、このお話であると双方にとってよい状況が生まれると考えられる。ともに喜ばしいことと思う。

天沼委員

このたび順天堂練馬病院から誠意のある回答をいただいて、よかったと思う。ただ、地図を見ると石神井東中学校のグラウンドの西側にぴったり寄り添う形で、6階建てのビルが建つことになる。最後の問いで日照の問題はどうなるのかという問いがあるけれども、これについては改めてお示ししていくということで、正確に、まだお答えいただいているところである。それから、6階建てのビルが建ってしまうことによって、時

間帯にもよるけれども、グラウンドが半分くらい日陰になってしまうという心配がある。

また、面積が437平方メートル減るわけで、今までより手狭になる。体育館がどのような形で設置されるのか、まだそのあたりの位置づけは、土地の位置だけが示されている状況である。ここに体育館がどのように建設されるのかということはまだわからない状況である。プールを下にするということであるが、これは面積が狭くなった関係でやむを得ない処置であると思うけれども、よりよい施設をつくっていただきたいと思う。特に日照の問題が気になる。今後どのようなようになるのか。

施設給食課長

今よりも高い建物が建つわけであり、日影が多くなるというところについては、いたし方ないことだと思っている。ただ、病棟についてはグラウンドがもう少し広くなるような形で、今の体育館のラインより西側に、この図の左側というのか、道路に近いところに建ててもらうことを検討している。その部分については、防球ネットを立てることがあるけれども、できるだけ配慮していただくようお願いしているところである。

病棟の設計図が具体的に出ていないので、どのような形で日影となるかということは、現時点で具体的にお示しすることはできない。いずれにしても、具体的に工事に入る前にはどのような形で日影となるのかということも含めて、また改めて近隣の方に対して説明会等が行われることになっている。ほかのご質問にもあったけれども、子供たちの安全性ということも考えたり、日影のことも考えたり、どこから車両が出入りするのかということも考えたり、工事の内容が決まらなければわからない部分については、設計ができた段階で改めて学校、あるいは近隣の方にご説明する機会を設けていきたいと考えている。

教育振興部長

石神井東中学校の敷地についてである。練馬区の中学校の面積は大体1万5,800平米ぐらいが平均であるけれども、石神井東中学校は1万1,595平米ということで、比較的小規模の学校である。今回450平米強減るので、おそらく敷地面積としては区内の中学校の中で一番小さな敷地面積になると思っている。現在体育館とプールがあるが、そこに病棟が建つけれども、若干校庭を広げたいと思っている。一見、算式的には減るけれども、校庭の有効面積としては若干増える。今現在私どもが区長部局と折衝している内容である。

安藤委員

質問である。体育館の下にプールをつくるということであるけれども、今、練馬区に建物の下にプールがある学校は私が知っている限りないと思う。かつてあった学校の話を聞くと、日が当たらなくてとても寒い思いをしてプールに入っていたようである。この体育館の下にできるプールはどのような形式のプールなのか。

施設給食課長

体育館の下にあるプールなので当然日が当たらない。水温の確保が難しくなるため、

温水設備を設ける予定である。ただ、通年でその設備を使っていくのかということについては、プールの上にふたをすることによって、そこを通常のフロアとして使えるという技術が開発されているので、今のところ夏場は通常のプールとして使っていただき、そのほかの期間は、そこにふたをかけて、例えば学年集会であるとか、他の目的に使えるような形で運用していければと考えている。

教育長

いずれにしても順天大学練馬病院が非常に混んでいて、今の建物ではあふれんばかりになってしまっている。何とか増床したいということで、増床の適地を探していた。ただ、距離が離れてしまうと一体の病院として認められない。これは東京都が認めるわけであるけれども、なかなか難しいということである。石神井東中学校の体育館とプールのところには歩道橋があって、その歩道橋によりうまくジョイントすれば一体として認めるという東京都のお墨つきをもらっている。

その中で、石神井東中学校の体育館をどのようにするのか考えたときに、このBを持っている民間の方が、土地の交換に応じてくださることになった。そういう意味では条件が重なってきて、提案ができるような状況になった。地域医療の発展充実ということは区政の大きな政策の1つでもあり、教育委員会としても可能な限り協力していきたいと私個人として思っている。しかしながら、今お話の中で、懸念があったように、そのようにすることによって子供たちにどのような影響があるのか、工事中の車両の問題、騒音の問題、日照問題も挙げられた。そのことについては教育委員会としても意見を言っていくべきであるし、これから実際の工事に向けて、さまざまな話し合いを重ねていく必要があると考えている。

いずれにしても、この件については現地を見ていただいて、まずはイメージをつかんでいただいて、ご判断いただければと思っている。よろしく願います。

委員長

病院も、学校も、どちらも大切な施設である。この交換によってどちらの使い勝手もよくなるという方向で、いくつか例が挙げられたが、そのような方向でぜひ推し進めていただきたいと思う。

それから、工事期間中に学校教育に支障がないように、病院側の建設のときには、学校の校庭が資材置き場になるようなことはないと思っているが、そのあたりのところもよろしく願いたい。

それでは、この協議案件については現地視察を含めて、引続き協議していきたいと思う。したがって、本日は「継続」としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

平成25年第四回練馬区議会定例会提出議案について

平成26年度中学校選択制度の選択希望状況および公開抽選について

順天堂練馬病院の増床と医療機能の拡充に伴う石神井東中学校保護者および近隣住民への説明会について

平成25年度夏休み居場所づくり事業等の実施結果について

練馬区立学童クラブの運営業務委託事業者の決定について

平成25年度保育施設の給食用食材放射性物質検査結果について

練馬駅北口区有地活用事業（保育施設等）に係る事業者の決定について

その他

平成26年版健やかカレンダーについて

その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

本日は、今、一部終わっているものもあるけれども、8件ご報告させていただく。

委員長

それでは、報告の 番について願います。

教育総務課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問、ご意見があったら願います。

安藤委員

確認である。先日の資料では開館時間は午前9時から午後5時までになっていたが、今回、開館時間は午前9時から午後9時半となっていた。前回にもお話があって、地域交流のために9時半まで利用することができるということだったが、基本が午前9時から午後9時半となり、各研究室、理科室、パソコン室等が例外として午前9時から午後5時と決まったということによるのか。

総合教育センター所長

先日ご説明させていただいたが、条例の検討を進める中で、今、委員がおっしゃったように9時半まで開館させていただくこととなった。そのような形で条例案を提出させていただいた。よろしく願います。

安藤委員

ありがとう。

委員長

ほかにご質問、ご意見、よろしいか。
私たちも視察をしたいと思う。計画していただけるとありがたい。
それでは、報告の 番について願います。

学務課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお受けする。

天沼委員

希望者が多いところは抽選を行うということであるけれども、その抽選に外れた方が、自分の通学区域の学校に戻ると考えたときに、その学校が定員オーバーになってしまうというようなことがあるのか。学校定員がしっかりと守られているのか。

学務課長

抽選に外れた場合、通学区域の指定校に通学していただくことになっている。先ほど申し上げたように私立中学校に通う方、それから転出される方もいる。そのような状況等があるので、各学校には定員を設けていない。通学区域の学校の子供は受け入れるということで、これまでも話をしているところである。

これまでの状況については、例年5月1日現在の数字をご報告させていただいているが、そのような中で選択制度による入学者と、通学区域の入学者それぞれを全ての学校で受け入れている状況である。

天沼委員

ある中学校では生徒を受け入れるために校舎を増築したり、改築したりしながら受け入れているということを訪問した際に聞いたことがある。そのように受け入れているということは、教室が満杯状態であり、特別教室を潰して普通教室にかえて受け入れているということもあると思う。教育委員会として何か手だてがないものか。

学務課長

受け入れ定員を何名にするかということについては、選択制度を始めた当初については、希望者を全て受け入れていた。そのような状況から、通学区域外からの入学者が学区域内の入学者を超えるというような状況、または学校の規模の大小ということも出てきたため、改善策を実施して、通学区域外からの受入可能人数を40人とするという

ことでここ数年実施してきている。

また、受入人数を決める際には、学校と協議して決めてきている。したがって、資料にも記載があるように、学校によっては15名の受け入れ、20名の受け入れと状況が変わってきている。そのようなところも勘案しながらこれまで進めてきているという状況である。今現在は学校の状況を踏まえて選択制を最大限に受け入れるということでご理解いただいているところである。

教育振興部長

この学校選択制度は平成17年度から始めた制度である。当時は希望する子の全員を受け入れていたため、学校の生徒数に格差が広がっていた。平成20年度に第1次の学校選択制度検証委員会を開いて、平成21年度から原則として各校40人受け入れるという受け入れ人数を決めた。

現在、第2次の学校選択制度検証委員会を開いている。そこでまた改めて一定の考え方を示したいと思っている。学校長の立場からすると、自分の学区域に何人通学して来る子がいて、そのうち大体20%前後が国都私立に行き、他区市に転出するということを考えている。例えば学区域に200人子供がいて、おそらく40人はほかに行ってしまう。そうすると、今の学区域から来る子は160人となり、その学校としてはあと40人受け入れられるということになる。しかし、学区域の子供がもう少し残りそうだから15人しか受け入れられないというような場合もあり、学校長がどのように数字を読むか頭を悩ましている。

その数字の読みを誤ってしまうと、教室数が足りなくなったり、教員の配置があわなくなったり、さまざまな問題が出るということが指摘されている。そのようなことを踏まえて、第2次の学校選択制度検証委員会の中で議論しているところであるということをご理解いただきたいと思います。

天沼委員

わかった。

外松委員

私が質問したいことを天沼委員が質問してくださった。今のお話を伺っていても、特に網かけがある学校は希望者が多く、多分、教室に余裕がない状態と予想される。今のお話にあったように、学校長が数字を読み誤ってしまうと、特別教室などを普通教室に転用していかなければ学校が成り立たないということも考えられる。そのような状況は可能な限り避けて、よりよい教育環境で中学校生活を送ってもらいたいと思う。

委員長

ほかによろしいか。

中学校の先生から、新年度が始まる間際まで生徒数がわからないということが、学校を運営するに当たり、さまざまな面で支障を来しているという痛切な訴えをお聞きしたことがある。この制度をどのように運用していくのかということは、ほんとうに難しい

部分があると思うが、よろしくお願ひしたいと思う。

教育振興部長

学級数というか、生徒数が決まらない要因のもう1つに、選択制度のほかに8条申請という指定校変更がある。これは具体的な理由がある子供に理由を出してもらい、その理由を聞いた中で8条申請に合致すると指定校を変更することになる。この手続は3月末までかかってしまう場合がある。今は40人学級であるから、1学級41人になると2学級になる。そのような意味で選択制度とは別個に、8条申請の指定校変更制度が極めて学級数や先生の数が決まらない要因になっている。この点についてもご理解いただきたい。

委員長

表の下の特例措置対象者とはどのようなものか教えていただきたい。また、何人ぐらい対象者がいるのか教えていただきたい。

学務課長

光が丘地区において、小学校の適正配置を実施したところである。そのため、光が丘地域で、通学区域の見直しがあったため、光が丘第一中学校に3名、光が丘第三中学校に5名と希望を出されている方がいる。この方々について、特例措置を適用して、希望校に変更しているのので、この数字からは除かれている。

委員長

わかった。ありがとう。
ほかにご意見、ご質問あるか。よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、報告の 番は報告が済んでいるので、次の報告の 番について願ひする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見、ご質問を願ひする。

外松委員

大変ご苦労さまだった。このアンケート結果を読ませていただいて、今年は3校だったけれども、非常に多くのご家庭が夏休み中に子供の居場所があると助かるということ

がよくわかった。

大泉北小学校は応援団のひろば室の方々が頑張ってください、事業に当たっておられたので、労をねぎらいたいと思う。今の報告からすると、昨年に比べて1日の平均の人数も増えていた。ご苦労さまと申し上げたいと思う。

天沼委員

私も、大変お疲れさまと申し上げたいと思う。

今年度は実施場所が3か所であった。最後のところに新たな放課後児童対策とあるけれども、今回このようなよい結果をいただいているので、ひろば室をもっと広げていくと申すか、夏休み居場所づくり事業として、3校だけではなく、ほかの学校に拡大していくことも考えていただければよろしいかと思う。

それから、学童クラブの緊急受入事業も、実施場所が10施設とあるけれども、これも希望者があるところはさらに拡大していただきたい。

安藤委員

子供たちの居場所という意味では大変よい事業だと思っている。ただ、ほかの委員と少し意見が違うのは、学童クラブの待機児童や、学童クラブに入らなくてもよいからこちらに行くというのは少し目的と違うような気がする。やはり学童クラブは学童クラブとして充実させていくべきであり、ひろば事業はひろば事業として居場所をつくっていくということがやり方であると思う。

委員長

子供たちの居場所としてはいろいろな形態があると思うが、いずれにしても皆さん、さらに継続してほしいというご意見が多かったと思う。そのあたりを踏まえて、今後の事業の予定があったら教えていただきたい。

子育て支援課長

このアンケート結果にもあるように、保護者の就労の有無に関係なく、長期休業期間中の安全な居場所というのは非常に需要があると思っていて、私どもとしてはなるべく実施校数を増やしていきたいと思っている。これについては、第二次放課後子どもプランの中で、このようなことを含めて新たな放課後児童対策を検討するとあるので、今後検討をさらに進めていきたいと思っている。

ただ、今回いくつか課題があると思っている。特に運営体制であるが、大泉北小学校については学校応援団でスタッフを集めていただいたけれども、ほかの学校では厳しいというお話をいただいている。

それから、石神井台小学校と高松小学校については、学童クラブの委託事業者をお願いした。この2校については、学童と抱き合わせで受託していただいたけれども、民間事業者が1か月強という短期間だけ受託するということは、現実問題としては難しいと考える。このような課題等について、今後さらに検討を進めていく中で、拡大の方向についてもあわせて検討していきたいと考えている。

委員長

どうぞよろしくお願ひしたいと思う。
それでは、報告の 番についてお願ひする。

子育て支援課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見、ご質問をお聞ひする。

天沼委員

審査結果のポイントはA社が148点で2ポイント低いけれども、大差ないと言ったら語弊があるかもしれないけれども、150点と148点の違いはどの程度なのかと考えたときに、ここも候補として考えてもよいと思う。

委託事業者が4小学校の学童クラブである。4つである。田柄小学校と田柄第二小学校が同じ株式会社サクセスアカデミーということで、両方、運営業務をお願ひする、委託することになるので、考え方によってはA社も候補にいただければ、1つの学童クラブに1つの事業者が張りつくことになると思った。これは非常に単純な考えだけれども、いかがなものか。

子育て支援課長

今回、7事業者に応募いただいて、区の基準である140点を超える事業者が5事業者ということである。天沼委員がおっしゃったA事業者の148点は、私どももその能力を評価している。ただ、今回、募集に当たって、学童クラブは4つであるけれども、田柄小学童クラブと田柄小第二学童クラブは合築施設で、1階と2階の関係にある。一体運営することによって効率的な運営、人員のバックアップ体制がとれるということから、募集の段階からこの学童クラブについては、1つの事業者に委託するというところでお知らせしたところである。結果的に上位3事業者を決定したということである。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにご質問、ご意見はあるか。

外松委員

学童クラブは、先ほどのアンケートにもあったけれども、放課後の子供たちの大切な居場所である。このように委託が進んでいくが、適切な運営や、教育活動がなされるようにご指導をよろしくお願ひする。

また、運営業務の状況等、お知らせいただく機会があったらよいと思っている。よろしく願います。

子育て支援課長

委託したことにより学童クラブの運営内容が低下したということがないように、私どもも日々、指導に当たっているところである。

結果だけ申すと、委託学童クラブについては毎年アンケート調査を行っている。今現在は24施設であるが、アンケート調査を行わせていただき、満足度調査なども行っている。その結果、満足が62%、やや満足が33%ということであり、合計95%の満足度をいただいたところである。私どもとしましては、一定の評価をいただいたと思っている。今後さらに、これが100%になるように、努力してまいりたいと考えているところである。

委員長

よろしく願います。
それでは、次の報告の 番について願います。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご質問、ご意見をお聞きする。

天沼委員

このたびの検査でも保育施設の食材から放射性物質が検出されなかったことは大変よかったと思う。

少し違うことなのだけれども、資料を見ると、ニンジンの産地のことであるが、1か所は青森で、ほかは北海道であるけれども、12ページのむさし保育園がニュージーランドとなっている。これは何か理由があるか。

保育課長

まず、区立の保育所については、野菜等は国内のものということで買っているわけであるけれども、むさし保育園については私立保育室である。私立については、自由なところからお買い求めいただいているところである。定員の規模からすると、大きな施設でないということもあり、身近なところから納品してもらったのかもしれない。その仕入れ先がニュージーランド産であったと理解している。

天沼委員

わかった。ありがとう。

委員長

今回の検査で検出されなかったということでよかったと思う。
それでは、報告の 番についてお願いします。

保育課長

資料に基づき説明

委員長

各委員のご意見、ご質問をお聞きする。

外松委員

前に伺った気がするが、もう一度教えていただきたい。来年 8 月から開設となる認証
保育所であるけれども、対象年齢と、それから定員を教えていただきたい。

保育課長

対象年齢については 0 歳から 5 歳になる。

定員については 40 名である。そのほかに短期特例保育室の事業を行っていただくこ
とを考えている。また、併設している病児・病後児施設については、これらとは別に 1
0 名の定員で行うことにしている。

委員長

ほかにご質問あるか。

外松委員

貸付料が月額 119 万 4,500 円となっている。この土地面積の広さ、それから駅に
非常に近いという立地条件、このようなことからして一般的にはおおよそ月額この程度
の金額が妥当なのか、それとも、このようなことで使うのだから、区として安くしてい
るのか。そのあたりについて、お聞かせいただけたらと思った。

保育課長

この金額であるけれども、近隣の施設の認証保育所等と比べる場合、設置の場所等か
ら比較は難しい。まず、金額の出し方であるけれども、不動産鑑定士 2 名に鑑定してい
ただいて、この場所でこの建物のどのフロアになるか、今回は 4 階であるけれども、そ
のどの位置になるかということも含めて鑑定していただいた。その結果、このような金
額になった。

こども家庭部長

まず、練馬駅北口の活用についてである。3 枚目に案内図があるが、この土地は練馬
区の土地である。ただ、練馬区の土地だが、ビルを建てるのは民間企業である。民間企
業にビルを建てていただいて、その中に例えばスーパーはじめさまざまなものが入る。

そのうち地上8階建てのビルの3階から8階を練馬区が取得するものである。土地は練馬区が保有する土地を貸して、建物は民間企業のお金でつくっていただいて、応分の部分を練馬区が取得するというようなことになっている。

そのような中であって、ここの1ページ目にある認証保育所と診療所の月額貸付料であるけれども、これは総務部経理用地課が、先ほど保育課長が申し上げたように不動産の鑑定をした。その鑑定に基づいた面積によって、この認証保育所と診療所の面積を掛けて、この賃貸料が積算されている。

練馬区が買い取るものであるので、認証保育所や診療所については、その場所に来ていただいて、そこで運営してもらうため、家賃を支払うことになる。

それから、先ほどの件であるけれども、8階建てのビルの中で5階より上、5階、6階、7階についてはリハビリ専用病院となる。それについては練馬区の所有ではない。いずれにしても地下3階、地上8階のうちの地上3階部分について区のさまざまな施設が入る。その中に私どもの認証保育所と診療所、それから次回ご報告させていただく練馬子ども家庭支援センターの北分室が入るものである。

外松委員

よくわかった。ありがとう。

委員長

ほかにご質問。よろしいか。

委員一同

はい。

委員長

それでは、その他の報告をお願いします。

青少年課長

平成26年版の健やかカレンダーA3判を机上に配付させていただいた。これは区内の小中学生の応募作品3,085点から選ばれた12点を掲載させていただいたものである。

なお、12月11日水曜日から出張所や地区区民館、児童館等で一般に配布させていただく。

それから、入選作が242点ある。この原画展を区役所1階アトリウムにおいて、12月19日木曜日から1月6日月曜日まで開催させていただきたいと考えている。

こちらのカレンダーは、A1判も作成している。ご希望があったら青少年課までお申し込みいただければと思う。

委員長

ご意見、ご質問あるか。よろしいか。

それでは、その他の報告はあるか。

特にないようである。

それでは、以上で第23回教育委員会定例会を終了する。